

## 引火性溶剤管理ワーキングチーム開催要綱

### 1. 目的

昨年、引火性溶剤使用によるクリーニング業者の建築基準法違反が発覚し、現在国土交通省で実態調査が行われているところであるが、国民が安全かつ安心してクリーニングサービスを利用できるようにするためには、クリーニング所における引火性溶剤の管理をこれまで以上に徹底することが求められる。

そのため、「クリーニング所における衛生管理要領」（昭和57年3月31日環指第48号）に規定する引火性溶剤（有機溶剤）の管理方法について、営業者が講じている措置の実情把握及び管理方法の改善方策について検討を行うことにより、ドライクリーニングを営むクリーニング所での引火性溶剤の管理をより安全なものとするための検討を行うものとする。

### 2. 構成等

- (1) 生活衛生関係営業等衛生問題検討会の下に、「引火性溶剤管理ワーキングチーム」（以下「ワーキングチーム」という。）を開催する。
- (2) 構成員については別紙のとおりとし、うち1名を座長とする。
- (3) 必要に応じて、構成員の変更を行うことができる。

### 3. 検討事項

- (1) ドライクリーニングで使用する引火性溶剤（有機溶剤）の管理の在り方について
- (2) 引火性溶剤の管理に係るクリーニング所における衛生管理要領の見直しについて
- (3) その他必要な事項

### 4. その他

- (1) ワーキングチームの庶務は、健康局生活衛生課において行う。
- (2) 検討会は、原則公開とする。ただし、議事内容により非公開とする場合は、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開するものとする。
- (3) 本要綱に定めるものの他、その他ワーキングチームの運営に関して必要な事項は、ワーキングチームと厚生労働省が協議の上定める。